

茨城県と東京農業大学との連携に関する協定書

茨城県（以下「甲」という。）と東京農業大学（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互の緊密な連携と協力により、日本の食料・農業・農村を巡る諸課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 甲及び乙の相互の情報、技術等知的資源の活用に関すること。
- (2) 地域の活力を育む人材の育成に関すること。
- (3) 甲及び乙が共同して実施する事業の企画、調整及び推進に関すること。
- (4) その他甲及び乙の連携を推進するために必要な事項に関すること。

（連携推進委員会）

第3条 前条の連携事項を円滑に推進するため、連携推進委員会を置く。

2 連携推進委員会の構成及び運営に関する事項は、甲乙協議のうえ、別に定める。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲または乙から何らかの申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。



この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の代表者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年7月17日

茨城県水戸市笠原町978番地6

甲

茨城県知事

東京都世田谷区桜丘1丁目1番1号

乙

東京農業大学長